

令和4年

第2回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年2月25日 午前9時30分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（3番宮田 京子委員、4番荒川 敦委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 13 その他

○令和4年3月8日（火）

・農地・農政関係情報交換会 15：30～

【本庁舎：小会議室】

〈会長、会長職務代理、農地特別委員会委員長、農政特別委員会委員長
広報特別委員会委員長、幹事長、推進委員長、局長〉

○令和4年3月9日（水）

・南魚沼市農業者年金加入推進対策会議 13：30～

【本庁舎：小会議室】 〈会長、加入推進部長、局長、貝瀬主事〉

○令和4年3月23日（水）

・第131回通常総会 13：30～

【新潟市：新潟東映ホテル】 〈会長〉

○令和4年3月25日（金）

・第3回農業委員会総会 9：30～

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛		
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 12 番 高橋 正男

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議長 令和4年第2回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
推進委員12番高橋正男委員から欠席届がでていますので、これを許します。従いまして、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、3番宮田京子委員、4番荒川敦委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員22番水澤利徳委員。

推22番水澤委員 おはようございます。昨日2月24日午後3時から市役所本庁舎におきまして令和3年度の第2回南魚沼市国民健康

保険運営協議会が開催され、出席しました。令和4年度国民健康保険特別会計の予算案についての審議を行い、原案どおり答申することになりました。予算規模は大体前年並みですが総額で54億円でございます。本協議会は市長の諮問機関であり、国民健康保険特別会計の当初予算や保険税の税率が主たる審議事項でございます。答申には法的な拘束力はありません。最終的には市議会での審議・承認を得たうえで執行されます。予算の詳細等は市報で公表されますので、そちらをご覧いただきたいと思います。なお、運営協議会を委員構成は国民健康保険の被保険者を代表する委員が4名、保険医・保険薬剤師を代表する委員が4名、公益を代表する委員が4名で、農業委員会は公益を代表する委員の構成員です。その他2名の合計14名で構成されています。以上です。

議 長

ただいまの水澤委員の報告について、質問はありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、水澤委員ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。無ければ私から2点お願いします。2月8日の市町村農業委員会役員等研修会ですが、本来であれば新潟市で開催予定でしたがWeb会議となりました。会議の内容については女性委員登用についてと人・農地プラン策定の義務化についての研修でした。

次に2月17日の地域別農業委員会会長・事務局長会議についても上越市での開催予定でしたが同じくWeb会議となりました。こちらの内容については令和4年度の事業計画と農業会議の理事・幹事・常任委員の選考をさせていただき、現職が留任ということで決まりましたのでご報告します。ほかに無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降6件の事実確認書を交付しています。

いずれも転用目的どおり完成しています。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは33件です。

1番2番は関連案件でJA仲介の案件です。浦佐の2筆を耕作者の都合により解約するもので、1筆は後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、浦佐の田5筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、五箇の田6筆、同じく第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、五箇の田1筆、第三者との売買のための解約です。

6ページに移りまして、6番から7ページの11番までが関連案件で同じ耕作者の方の解約です。6番、茗荷沢の田4筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、茗荷沢の田16筆、借受人の都合による解約です。

8番、茗荷沢の田1筆、借受人の都合による解約です。

9番、茗荷沢の田1筆、借受人の都合による解約です。

10番、茗荷沢の田3筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

11番、茗荷沢の田1筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

12番13番が関連案件でJA仲介の案件です。君帰の田14筆、耕作者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

14番から9ページ19番までが関連案件で同じ借受人の方の案件です。14番、君帰の田4筆、借受人の都合による解約です。

15番、君帰の田4筆、借受人の都合による解約です。

16番、君帰の田4筆、借受人の都合による解約です。

17番、君帰の田1筆、借受人の都合による解約です。

18番、君帰の田5筆、借受人の都合による解約です。

19番、君帰の田3筆、借受人の都合による解約です。なお、14番から19番までにつきましては後ほど利用権の設定があがってきます。

20番、欠之上と川窪の田12筆、所有者の都合による解約です。

21番、六日町の田1筆、第三者との売買のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

22番、宮の田3筆、第三者との売買のための解約で、後ほど3条と5条申請があがってきます。

23番、宮の田1筆、農地転用のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

24番、野際の田3筆、賃借人の都合による解約で、今後は自作予定です。

25番、青木新田の田1筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

26番、塩沢の田1筆、第三者との貸借契約のための解約で、今後貸付予定です。

27番、八竜新田の田1筆、転用申請のための解約で、後ほど4条届出があがっています。

28番、大木六の田4筆、所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

29番、五郎丸の田1筆、一時転用申請のための解約で、後ほど4条申請があがってきます。

12ページに移りまして、30番、石打の田1筆、鉄塔工事のための解約です。

31番32番が関連案件で同じ耕作者の方の案件です。31番、三郎丸の田1筆、耕作者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

32番、三郎丸の田3筆、耕作者の都合による解約で、後

ほど利用権の設定があがってきます。

33番、滝谷の田6筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

14ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、津久野の田2筆、賃貸人の都合による解約で、今後は自作予定です。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

16ページをご覧ください。こちらは1件です。

八竜新田の田1筆、転用目的は農作業場用地ということで農機具庫建築のためです。届出日は1月21日で、資料は1-3ページをご覧ください。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

18ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が3件となっています。

1番、八竜新田の田2筆4,343㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては1月25日に荒川委員さん、高

村委員さんをご指名しています。申請人におかれましては規模縮小のためです。

2番、奥の田4筆3,305㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては2月15日に島田委員さん、西野委員さんをご指名しています。申請人におかれましては離農のためとのことです。

3番、奥と寺尾の田7筆2,847㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては2月15日に高野委員、西野委員をご指名しています。申請人におかれましては離農のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

20ページをご覧ください。1月28日付で新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で3件で、全て移転です。表の中ほどに借人の記載がありますが、こちらが新しく借受人になる方です。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

22ページからです。今月の3条申請は10件です。

11番、売買による所有権移転です。五箇の畑1筆110㎡、申請理由は経営規模拡大のためです。

12番、売買による所有権移転です。野際の畑2筆532㎡、こちらは譲受人の自宅に隣接する農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

13番、売買による所有権移転です。宮の田2筆740.78㎡です。なお、譲渡人は今回の申請と後ほどあがってくる5条申請で全農地の処分になります。申請理由は経営規模拡大のためです。

14番、売買による所有権移転です。長崎の畑1筆308㎡です。こちらは相分地の購入で、譲受人におかれましては今後は田として利用の意向で、土地改良区にも相談済みとのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

15番、売買による所有権移転です。石打の畑1筆535㎡です。こちらは譲受人の所有農地に隣接した農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

16番、賃借権の設定で、期間は10年間です。雷土の田畑7筆3,167㎡です。こちらの案件は今までJAを仲介した契約をしていましたが、契約満了後更新ができないため3条申請での契約となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

17番、賃借権の設定で、期間は5年間です。坂戸の田1筆825㎡です。こちらは譲受人の所有農地に隣接している農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

18番、使用貸借権の設定で、期間は10年間です。両者は親子です。穴地新田の田1筆3,234㎡です。こちらの農地は昨年12月に譲渡人があっせんの交換にて取得されましたが、農業者年金受給のため親子間で契約するものです。

19番、20番は農業者年金受給のための再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

議長

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

26ページをご覧ください。今月の計画変更は2件です。

1番、坂戸の田1筆270㎡です。平成22年3月18日に売買による所有権移転で農地法第5条の許可を受けています。資料は4-6ページをご覧ください。当初計画者と事業

継承者は義理の親子の関係です。当初の計画では当該地を買い入れまして一般住宅を建築する計画でしたが、転居に不安があり長年未着工のままでしたが、この度事業継承者の方が現在のアパートが手狭になったため申請地を使用貸借で借り受けて一般住宅を建築したいということです。こちらの農地は都市計画法の用途地域内の第3種農地ですので、原則許可案件です。また、権利が使用貸借権の設定ですので後ほど5条申請があがってきます。

2番、東泉田の田1筆448㎡です。令和元年10月8日に売買による所有権移転で農地法第5条の許可を受けています。資料は7-9ページをご覧ください。当初計画者は一般住宅の建築で許可を受けましたが、経済的な事情で事業を断念せざるを得なくなったため未着工となっていました。この度事業継承者の方が現在の共同住宅が家族の成長に伴い、手狭になったため申請地を売買で買い受けて一般住宅を建築したいということです。こちらの農地は上下水道管が埋設された道路の沿道にありまして、500m以内に地域振興局と歯科医院の二つの公共施設があるため第3種農地となり許可相当と考えています。また、こちらも所有権移転ですので後ほど5条申請があがってきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

28ページをご覧ください。今月の4条申請は4件です。

1番、市野江甲の田1筆70㎡、転用目的は駐車場用地です。資料は10-12ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請人は自宅で菓子の製造販売業を営んでおりますが現在の既存の駐車場が手狭なため自己所有農地の一部を分筆しまして駐車場を設置したいとのことです。こちらの農地は第2種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な駐車場に転用するものであり許可相当であると考えています。

2番、京岡の田3筆245㎡、転用目的は農業用排水路、集水池兼消雪用池設置ということです。資料は13-15ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請者の自宅周りの排水状況が悪いということで水抜きを良くするために排水路の整備と合わせて自宅の消雪用の池を設置したいという内容です。15ページの資料をご覧ください。面積が22.72㎡の用悪水路ですが、こちらについては1月に農業振興地域の用途変更した部分になります。こちらの農地については第1種農地と第2種農地ですが、農業用水路の設置に加えまして集落接続した農地について居住者の生活に必要な集水池に転用するものであり許可相当であると考えています。

3番、樺野沢の畑1筆286㎡、転用目的は墓地用地です。資料は16-18ページをご覧ください。申請の内容についてですが、現在所有されている墓地用地が手狭になった

ため法人が所有している土地を転用し墓地用地として整備したいとのことです。また、こちらについては第三者から取得する土地もあるため後ほど5条申請があがってきます。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した小規模な農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

4番、五郎丸の田1筆2,803㎡、転用目的は資材置場用地です。資料は19-21ページをご覧ください。申請の内容についてですが、資料20ページをご覧ください。現在、申請地の隣接にあります■■■■と■■■■、■■■■に資材用の石を保管していますが今後温泉施設を建設予定で施設が完成するまでの間、申請地に資材用の石を仮置きしたいということです。資料21ページに具体的な設計図が記載されています。期間は令和4年3月20日から令和5年7月31日までの1年2カ月間です。こちらの農地は農用地ではございますが、一時転用であり期間も3年未満ということで許可相当であると考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 4 号議案朗読)

30 ページをご覧ください。今月は 5 条申請については 14 件です。

4 番、黒土新田の畑 2 筆 46 m²、賃借権の設定で、転用目的は資材置場用地ということで資材置場及び駐車場の拡張です。資料は 22-24 ページをご覧ください。申請の概要についてですが、現在既存の資材置場については農道側から乗り入れを行っていますが接道幅が狭く苦慮しているため、市道側から乗り入れができるように申請地を借り受けて事業用地を拡張したいとのことです。なお、こちらの土地は昨年 8 月に農業振興地域の除外をした案件で、11 月に除外が完了しています。こちらの農地は第 1 種農地ではございますが、既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に係る部分の敷地面積が既存の面積の 2 分の 1 を超えないため許可相当であると考えています。

5 番、宮の田 48 m²、売買による所有権移転で、転用目的は通路用地です。資料は 25-27 ページをご覧ください。申請の内容ですが、先ほど 3 条の 13 番で審議していただいた案件の関連案件となります。資料 26 ページをご覧ください。申請地の奥にある [] は 3 条で譲り受けた農地です。現在この土地への乗入通路が無く、今回申請地と宅地の一部を譲り受けてこちらへの乗入口として利用したいという内容です。こちらの農地は第 2 種農地ではございますが、農地への乗入口として転用するものであり許可相当であると考えています。

6 番、宮の田畑 2 筆 790 m²、使用貸借権の設定で、転用目的は資材置場用地です。資料は 28-30 ページをご覧ください。申請の内容ですが、両者は親子です。譲受人は新規

で建設業を開業されましたが、資材を置く場所が無いため申請地を借り受け、資材置場として利用したいという内容です。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続する農地を資材置場として転用するものであり許可相当であると考えています。

7番、四十日の畑2筆350㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は31-33ページをご覧ください。申請の内容ですが、現在譲受人が居住している既存住宅が老朽化したため市道に面した申請地に一般住宅を建築したいという内容です。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を一般住宅として転用するものであり許可相当であると考えています。

8番、青木新田の田1筆866㎡、売買による所有権移転で、転用目的は農作業場用地です。資料は34-36ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は新規の農地所有適格法人さんです。今回、申請地を買い受けて法人所有のライスセンターを建築したいということです。こちらの農地は第1種農地ではございますが、農業用施設用地として転用するものであり許可相当と考えています。

9番、六日町の田1筆423㎡、売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は37-39ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は申請地を買い受けて土地の造成をし、宅地の分譲地として販売したいという内容です。今年の春に造成工事に着手しまして、区画を分けずに1区画として分譲するとのこと。今回の申請は土地造成のみとなりますが、こちらの農地は都市計画法の用途地域内の農地で第3種農地ですので原則許可案件となります。

10番、坂戸の田1筆270㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は4-6ページをご覧ください。こちらは先ほどの第2号議案の計画変更の1番案件と同じ案件です。申請内容の詳細については先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきますが、過去に農地転用許可を受けた土地で未着工のままだったところに一般住宅を建築するという内容です。こちらの農地は都市計画法の用途地域内の第3種農地ですので原則許可案件とな

ります。

11番、東泉田の田1筆448㎡、売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は7-9ページをご覧ください。こちらも第2号議案で計画変更の2番案件と同じ案件です。こちらの内容の詳細についても先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきますが、過去に農地転用許可を受けた土地で未着工のままだったところに一般住宅を建築するという内容です。こちらの農地は上下水道管が埋設された道路の沿道にありまして、500m以内に地域振興局と歯科医院の二つの公共施設があるため第3種農地となり許可相当と考えています。

12番、長崎の畑1筆42㎡、売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は40-42ページをご覧ください。申請の内容ですが、譲受人は申請地と申請地に隣接する宅地を買い受けて住宅を建築したいということです。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を一般住宅に転用するものであり許可相当であるとと考えています。

13番、島新田の田2筆332㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地ということで店舗兼住宅の建築です。資料は43-45ページをご覧ください。申請の内容ですが、申請人は義理の親子の関係です。申請地を借り受けまして、美容院と住宅の店舗兼用住宅を建築したいとのこと。こちらは昨年8月に農業振興地域から除外の審議をしていただいた案件で、昨年11月に除外が完了しています。また、資料45ページをご覧ください。地図の中で■■■■の部分についてですが、当初農業振興地域から除外の申請ではこちらの部分も含めて転用する予定でしたが、ここまでの土地の転用は不要となったため分筆いたしまして再度農業振興地域として編入することになりました。後ほど協議第1号で編入の協議があがってきます。こちらの農地は第1種農地ではございますが、集落に接続した農地を店舗兼用住宅として転用するものであり許可相当であるとと考えています。

14番、樺野沢の畑5筆1,488㎡、売買による所有権移転で、転用目的は墓地用地です。資料は16-18ページをご覧ください。

ください。申請の内容ですが、現在所有されている墓地用地が手狭になったため申請地を買い受けまして新たに墓地用地として整備したいとのことです。この申請は先ほどの第3号議案の3番と関連案件となりますが、4条での土地とこの5条での土地を合わせての開発となります。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な墓地に転用するものであり許可相当であると考えています。

15番、仙石の畑1筆197㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は46-48ページをご覧ください。申請の内容ですが、申請人は親子の関係です。譲受人は現在アパートに居住していますが、申請地を借り受けて一般住宅とカーポートを建築したいとのことです。こちらの土地は以前譲渡人が現在の自宅を建築する際に庭として造成しているため始末書を提出いただいています。こちらの農地は第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を一般住宅に転用するものであり許可相当であると考えています。

16番、深沢の田5筆11,283㎡、賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料は49-51ページをご覧ください。こちらの申請は陸砂利採取のための一時転用で、期間は令和4年3月15日から令和5年8月31日までです。こちらの農地は農業振興地域内の農用地ではございますが、砂利採取のための一時転用であり許可相当であると考えています。また、30aを超える案件ですので農業会議への諮問案件となります。

17番、深沢の田3筆691.18㎡、賃借権の設定で、転用目的は仮設道路です。資料は49-51ページをご覧ください。申請の内容ですが、砂利採取のための仮設道路の設置で、期間は令和4年3月15日から令和5年8月31日までの一時転用です。こちらの農地も農業振興地域内の農用地ではございますが、砂利採取のための一時転用であり許可相当であると考えています。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

30 ページ 7番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。30 ページ 7番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7番案件については原案のとおり承認されました。

続いて、推進委員1番島田徳敏委員の除斥を求めます。

(推1番島田委員退席)

30 ページ 8番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ 8番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、8番案件については原案のとおり承認されました。西野委員、島田委員の除斥を解きます。

(2番西野委員、推1番島田委員着席)

続きまして、7番8番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。7番8番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については全て原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(10時25分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(11時5分再開)

日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

一之谷係長

てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第5号議案朗読)

35 ページからです。

66 番、藤原の田 2 筆について所有権移転です。対価は m^2 当たり 900 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 52 ページをご覧ください。

67 番、藤原の田 1 筆について所有権移転です。対価は m^2 当たり 900 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 53 ページをご覧ください。なお、66 番と 67 番は地図のとおり相分地となっています。

68 番、八竜新田の田 2 筆について所有権移転です。対価は m^2 当たり 851 円で、申請理由は賃貸人との売買のためで、あっせんの結果現在の借受人と売買が成立したものです。資料は 54 ページをご覧ください。

69 番、浦佐の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 25,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

70 番、浦佐の田 5 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

36 ページに移りまして、71 番と 72 番は同じ法人の案件です。71 番、五箇の田 6 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

72 番、五箇の田 9 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 18,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

73 番、九日町の田 5 筆について賃借権の設定です。対価は全部で 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

74 番から 76 番は同じ法人の案件です。74 番、大崎の田 5 筆について賃借権の設定です。対価は全部で 7 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

75 番、大崎の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は全部で 3.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

76 番、大崎の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は

10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

77 番、大崎の田 2 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

78 番と 79 番は同じ耕作者の方の案件です。78 番、大崎の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

79 番、大崎の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

38 ページに移りまして、80 番、大崎の田 2 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 78 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

81 番、山崎新田の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

82 番、茗荷沢の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 22,240 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

83 番、茗荷沢の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

84 番、君帰の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

85 番から 40 ページの 92 番まで同じ法人の案件です。85 番、君帰の田 14 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

86 番、君帰の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

87 番、君帰の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

88 番、君帰と欠之上の田 11 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

89 番、君帰の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

90 番、君帰の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

91 番、君帰の田 5 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

92 番、君帰の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

41 ページに移りまして、93 番、畔地の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

94 番、大杉新田の田 11 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

95 番、宇津野新田の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

96 番から 42 ページの 98 番までが同じ耕作者の方の案件です。96 番、青木新田の田 2 筆について賃借権の設定です。対価は全部で 2 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

97 番、青木新田の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

98 番、青木新田の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は全部で 30 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

99 番、吉里の田 2 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 30 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

100 番、塩沢の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 105 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

101 番、上十日町の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 30 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

102 番、大木六の田 4 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

103 番、宮野下の田 2 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

104 番、三郎丸の田 1 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

105 番、三郎丸の田 3 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

106 番、長崎の田畑 4 筆について賃借権の設定です。対価は総額 20,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

107 番、長崎の田 6 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

44 ページに移りまして、108 番、滝谷の田 6 筆について賃借権の設定です。対価は 10 a 当たり 8,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

なお、109 番案件以降につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきますが、49 ページの 124 番についてのみ補足説明をいたします。譲渡人の方についてですが、今月この申請提出後に亡くなられてたことがわかりました。事務局からご家族の方に連絡をとりましたところ、相続人の方からこちらの貸借契約について異論は無いためこのまま進めてほしいとのことでしたのであげさせていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

36 ページ 73 番案件、

45 ページ 111 番案件、

46 ページ 112 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。36 ページ 73 番、45 ページ 111 番、46 ページ 112 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、73 番 111 番 112 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、農業委員 16 番駒形哲也委員の除斥を求めます。

(16 番駒形委員退席)

38 ページ 82 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 82 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、82 案件については原案のとおり承認されました。駒形委員の除斥を解きます。

(16 番駒形委員着席)

続いて、推進委員 13 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

(推 13 番櫻井委員退席)

49 ページ 126 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。49 ページ 126 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、126 番案件については原案のとおり承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

(推 13 番櫻井委員着席)

続いて、推進委員 5 番佐藤勝美委員の除斥を求めます。

(推 5 番佐藤委員退席)

54 ページ 145 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。54 ページ 145 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、145 番案件については原案のとおり承認されました。佐藤委員の除斥を解きます。

(推 5 番佐藤委員着席)

それでは、先に承認された 6 件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。6 件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は全て承認されました。

日程 12 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 12 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第1号朗読)

別冊の資料をご覧ください。2月14日付で市の農林課から農業振興地域整備計画の変更協議ということで、農用地区域への編入が2件、除外が4件の計6件きています。

2ページをご覧ください。下の方に編入について島新田と泉盛寺の2件について載っています。3ページをご覧ください。除外について長崎の関連案件の2件、そのほか島新田、五郎丸で計4件載っています。

4ページをご覧ください。編入の1件目です。場所は島新田です。昨年8月に農振除外について協議した場所の一部で155㎡です。編入の理由は農用地区域内に店舗併用住宅建設のために除外しましたが、建設費の高騰により開発面積を縮小することとなり、利用しなくなった箇所を農用地区域に再び編入するものです。5ページに変更箇所詳細図が載っていますが、真ん中の黒く塗りつぶされているかぎのような形の部分です。6ページに地番図、7ページに位置図が載っています。8ページに建物等配置図がありまして、ここの太線内が再編入箇所です。

9ページをご覧ください。編入の2件目です。場所は泉盛寺の12筆13,651㎡です。編入の理由は農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき支援を行うため、地権者の同意を得られたことから編入するものです。11-22ページまで、地権者12名の同意書が載っています。23ページに変更箇所詳細図が載ってまして、真ん中の黒く塗りつぶされている部分になります。24ページには地番図、25ページには位置図が載っています。

次に農振除外の説明に移ります。26ページをご覧ください。1件目です。土地の一部を分筆して利用するものですが、土地の権利は所有権の移転による売買を予定しています。場所は長崎です。4の変更の概要の(2)の開発の概要のア 開発の目的についてですが、駐車場の拡張です。イの開発全体面積は田1筆を分筆した192㎡です。除外の理由ですが、申請者は平成16年から南魚沼市長崎地内の荒川診療所の隣で調剤薬局を営んでいます。現在の駐車場には従業員分1台を含めて5台が駐車できますが、市内外

の医療機関の処方箋も受け付けているため、混雑時には駐車場が不足し、路上駐車が発生し困っています。そこで、8台が駐車できるように駐車場を拡張したいということです。申出地の選定理由としては、来客者の利便性を考慮し、事業所から徒歩での移動が容易な半径200m範囲内で用地を求めましたが、適地を見つけることができませんでした。当該地は事務所に隣接し、駐車場を拡張するには最適であるため申出地として選定したとのことです。28ページをご覧ください。イの土地提供農家等に対する営農確保措置に土地所有者の営農計画の意向がでていますが、所有者の方は規模縮小の意向ですので営農には支障がありません。30ページをご覧ください。工事の工程表が載っています。31ページには土地所有者の条件付売買の同意書、32ページには隣接者の同意書が載っています。33ページには変更箇所詳細図、34ページには地番図が載ってまして申請地は図面の真ん中の太線で囲んであるところです。35ページには位置図、36ページには利用計画平面図、37ページには現況平面図、38ページには雨水等の排水系統図が載っています。以上のことから事務所の現在の状況から施設の規模は妥当であり、当該変更により周辺の営農に影響を及ぼすおそれがないこと等から農用地区域から除外するものです。

続いて2件目です。39ページをご覧ください。1件目と関連案件ですが、土地の一部を分筆し利用するもので、土地の権利は所有権の移転による売買を予定しています。場所は長崎です。4の変更の概要の(2)の開発の概要のA開発の目的についてですが、住宅の建設です。イの開発全体面積は田1筆を分筆した396㎡です。除外の理由ですが、申請者は現在南魚沼市六日町地内のアパートに妻と子ども2人の計4人で居住していますが、子どもが2人とも小学生になり、アパートでは手狭になったため一般住宅を建築したいとのこと。申出地の選定理由ですが、共働き世帯のため両親に子どもを預かってもらうこともあり、また将来、両親と同居している弟と協力して両親の世話をする予定なので実家近くに建築をしたい。そこで実家の周辺で用地を検討しましたが、土地所有者の意向等により適

地を見つけることができず、やむを得ず当該地を選定したとのことです。41 ページをご覧ください。この土地提供農家等に対する営農確保措置に土地所有者の営農計画の意向がでていますが、規模縮小の意向ですので営農には支障がありません。43 ページには工事の工程表が載っています。44 ページには土地所有者の条件付売買同意書、45 ページには隣接者の同意書が載っています。46 ページには変更箇所詳細図、47 ページには地番図が載ってまして、申出地は図面の真ん中の太線で囲んであるところです。48 ページには位置図、49 ページには建物等配置図、50 ページには平面図、51 ページには雨水等の排水系統図が載っています。以上のことから建築面積や雪処理場等の必要性から規模は妥当であり、当該変更により周辺の営農に影響を及ぼすおそれがないこと等から農用地区域から除外するものです。

続いて3件目です。52 ページをご覧ください。土地の権利は借地を予定しています。場所は島新田です。4の変更の概要の(2)の開発の概要のア 開発の目的についてですが、店舗兼事務所および住宅の建設です。この開発全体面積は田1筆819㎡です。除外の理由ですが、申請者は現在、自宅の隣の建物を事務所として建築資材販売業を営んでいるが、来客用の駐車場が少なく、建物も手狭で老朽化しているため事務所と駐車場を必要としています。また、市外に居住している長男が事業を継ぐため帰ってくることになり、長男夫婦の住宅も必要になりました。さらに申請者の妻が惣菜店を、長男の妻がマッサージ店を開業することになり、店舗を必要としているため、申出地に店舗兼事務所と住宅を建設したいとのことです。申出地の選定理由ですが、申請者は自分たち夫婦と長男夫婦で協力し、父の介護や長男の子の育児をしながら事業を営むため、事務所を自宅から離れたところに建設できない。しかし、現在の自宅敷地内に店舗兼事務所と長男夫婦の自宅、来客用駐車場を配置することができないため、やむを得ず当該地を選定したとのことです。54 ページをご覧ください。この土地提供農家等に対する営農確保措置に土地の所有者の営農計画の意向がでていますが、規模縮小の意向ですので営農には支障がありません。56 ページには工事の工程表が載って

います。57 ページには土地所有者である申出者のお父さんの条件付貸付同意書、58 ページには隣接者の同意書が載っています。59 ページには変更箇所詳細図、60 ページには地番図が載ってしまして、図面の真ん中に太線で囲んであるところでは。61 ページには位置図、62 ページには建物等配置図、63 ページには平面図、64 ページには立面図、65 ページには雨水等の排水系統図が載っています。以上のことから、建築面積や来客用駐車場、敷地内通路及び雪処理場等の必要性から規模は妥当であり、当該変更により周辺の営農に影響を及ぼすおそれが無いこと等から農用地区域から除外するものです。

最後に4件目です。66 ページをご覧ください。土地の権利は借地を予定しています。場所は五郎丸です。4の変更の概要の(2)の開発の概要のA 開発の目的についてですが、資材置場の拡張です。イの開発面積は田1筆1,175㎡です。除外の理由ですが、申請者は南魚沼市五郎丸地内に本社を置く建設業者であり、当該地の隣地を資材置場として利用していますが、国土交通省及び新潟県発注の工事において多くの建設残土が発生することがあり、既存の資材置場では収容しきれず、その都度借地で対応しているとのことです。そこで、用地の確保に苦慮していることや、今後も建設残土の発生が見込まれることから本社付近に資材置場を建設し管理したいとのことです。申出地の選定理由は、本社所在地の南魚沼市五郎丸を中心に不動産業者等を通じて土地を探したが見つかることができませんでした。申出地は立地条件を満たし、また、既存の資材置場に隣接しており効率的に使用できることから選定したとのことです。68 ページをご覧ください。イの土地提供農家等に対する営農確保措置に土地所有者の営農計画の意向がでていますが、規模縮小の意向ですので営農には支障ありません。71 ページには工事の工程表が載っています。72 ページには土地所有者の条件付貸付同意書、73 ページには隣接者の同意書が載っています。74 ページには変更箇所詳細図、75 ページには地番図が載ってしまして、申出地は図面の真ん中に太線で囲んであるところでは。76 ページには位置図、77 ページには申請土地利用計画図、78 ページには雨水

等の排水系統図が載っています。以上のことから、規模については資材の種類及び量等から妥当であり、当該変更により周辺の営農に影響を及ぼすおそれがないこと等から農用地区域から除外するものです。以上6件です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案の通り同意されました。

日程13 その他

議長

日程13 その他についてですが、皆さんからなにかありますでしょうか。農業委員15番井上委員。

15番井上委員

お疲れ様です。幹事会よりお知らせをいたします。昨年から行っている委員報酬の成果実績加算分の支給が来月3月に振込となる予定ですのでご確認ください。以上です。

議長

ただいまの井上委員の説明について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。
他にありませんでしょうか。無いようでしたら、ここで
暫時休憩とし休憩中に全員協議会を開催します。

(11時35分休憩)

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(11時45分再開)

皆さんからなにありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

事務局から1点お願いします。諸般の報告の中で並木会長から少し説明がありました、女性委員登用の件についてです。農業委員の女性登用推進に向けた取り組みということで、元となるのは第5次男女共同参画基本計画というものがありましていろいろな委員に女性を登用することが盛り込まれています。そこで成果目標の達成に向けて目標を設定しなさいということがきています。目標といたしましては令和7年度末までに農業委員の30%を女性にすることとなっています。私ども南魚沼市では農業委員が19人ですので割り返しますと6人が目標となります。今現在、3名の女性委員が在籍されていますのでさらに3人となるとなかなか大変ではございますが、そういった方向性がでていきますので皆様からもご承知おきいただきたいと思っております。以上です。

議長

ただいまの古藤局長の説明について質問、意見等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。

(11時50分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 4月 25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

宮 田 京 子

会 議 録 署 名 委 員

荒 川 敦
